平成27年1月15日付各都道府県・政令市・中核市子ども・子育て支援新制度担当部局担当課宛事務連絡

平成27年度における特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)

資料3

- 幼児教育無償化に向けた取組(低所得者世帯への支援)として、1号認定子どもの第2階層に係る国が定める水準については、昨年5月末に提示したイメージから一層の軽減(9,100円→3,000円)を図ることとなった(平成27年4月施行)。
- その結果、平成27年度予算案に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおりとなる。

教育標準時間認定の子ども (1号認定)

保育認定の子ども

(2号認定:満3歳以上)

(3号認定:満3歳未満)

階層区分	利用者負担	
①生活保護世帯	0円	
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	9, 100円→ 3, 000円	
③市町村民税 所得割課税額 77, 100円以下	16,100円	
④市町村民税 所得割課税額 211, 200円以下	20,500円	
⑤市町村民税 所得割課税額 211, 201円以上	25,700円	

*	小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから順
	に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。
*	ただし、給付単価を限度とする。

*	なお、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利
	用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園について
	は、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認め
	る(経過措置)。

		······································		
階層区分	利用者負担		利用者負担	
四百亿刀	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57, 100円	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397, 000円以上	101,000 円	99, 400円	104,000 円	102,400 円

- ※ 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。
- ※ 小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の 半額、3人目以降については0円とする。
- ※ ただし、給付単価を限度とする。

[○] また、ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の子どもについては、第2階層は0円、第3階層は上記額より1,000円減とする。